

第4 泡消火設備

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書」によるほか、次によること。

1 水源

第2屋内消火栓設備1（(3)を除く。）を準用すること。

なお、防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源水量は、両方式を合算した量以上とすること。

2 加圧送水装置

第2屋内消火栓設備2を準用するほか、次によること。

なお、防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとする。

規則第18条第4項第9号ハ（イ）に規定するポンプの吐出量は、隣接する2放射区域（令別表第1(13)項口に掲げる用途に供される部分にあっては、1放射区域）の面積が最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下この項において同じ。）の毎分当たりの量以上の量とすること。

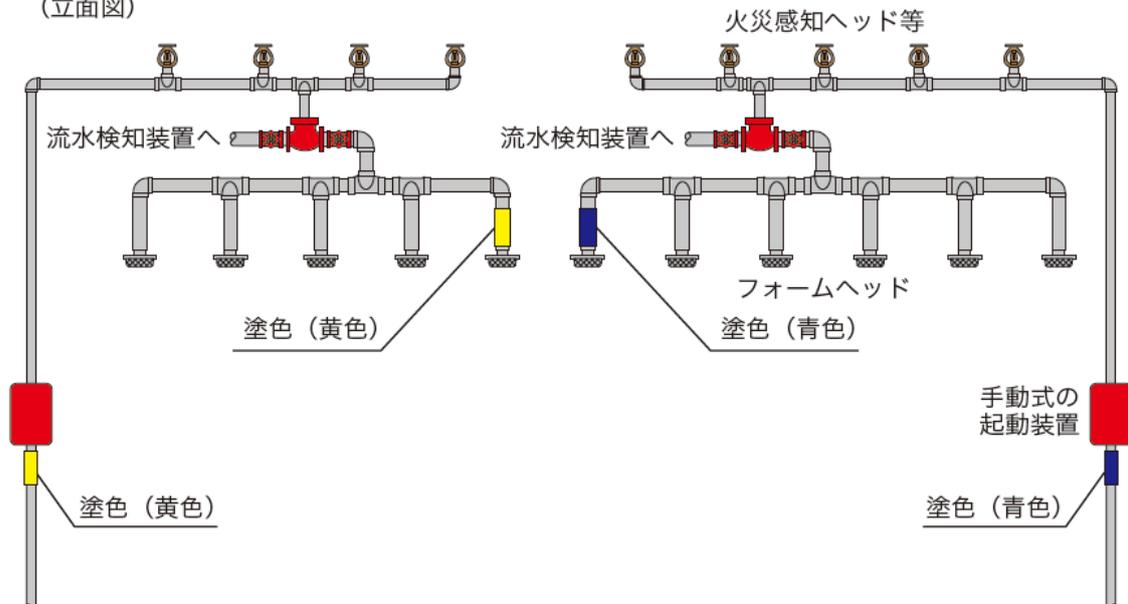
3 配管等

(1) 配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法又は補助加圧装置により、一斉開放（乾式流水検知装置を用いた方式の場合は、当該流水検知装置）から泡ヘッドまでの部分を除き、常時充水しておくこと。

(2) 駐車のために供される部分、車両が通行するスロープ等では、車両が配管等へ接触することによる折損、破損事故を防止する措置を講じること。

(3) 2以上の放射区域を有する泡消火設備は、放射区域ごとに配管の一部を塗装し、当該放射区域の起動装置（配管又は操作部の部分）を同色で塗装すること。

（立面図）



4 送水口

泡水兼用型泡ヘッドを設ける場合は、スプリンクラー設備5に準じ、送水口を設置すること。この場合、配管への接続は消火薬剤貯蔵タンクの二次側に逆止弁を設けること。

5 標識

泡消火設備の手動式起動装置である旨を表示した標識は、赤地に白文字とし、大きさを短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。

ただし、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあっては、この限りでない。

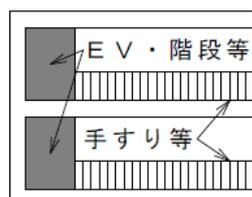
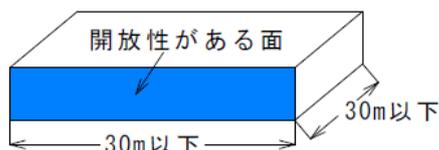
6 移動式

移動式の泡消火設備を設置できる防火対象物又はその部分は、次の条件に適合するものであること。

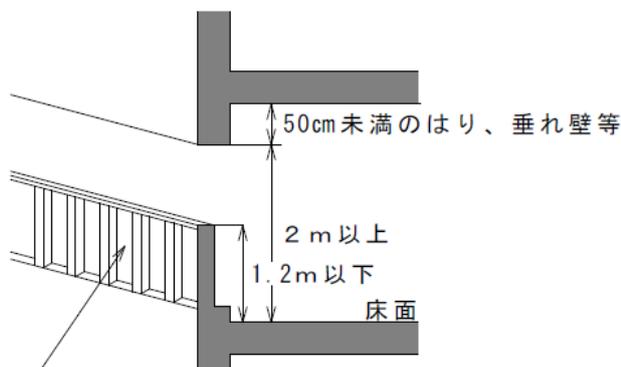
- (1) 完全開放の屋上部分
- (2) 高架下等で、防護対象物となる部分に周壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分
- (3) 外気に接する常時開放の開口部が、階ごと（建基令第112条による防火区画が存する場合は防火区画ごと）に次のア又はイに定める基準に適合していること。

ア 壁面線の長辺の長さが30m以下の場合、次の(ア)又は(イ)に適合すること。

- (ア) 壁面線のうち長辺部分の一面が、次のaからeまでに該当する外気に接する常時開放の開口部（以下「開放開口部」という。）を有するもの
 - a 開放開口部の上端は、床面から2m以上とすること。
 - b 手すり等を設ける場合は、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放性を有するパイプ手すり等とすること。ただし、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放面積を他の面で確保した場合はこの限りでない。
 - c 手すり等の上端は床面から1.2m以下とすること。なお、防犯上等の理由により、やむを得ず、手すり等の上端からはり、垂れ壁等の下端までの間にフェンス等を設ける場合については、開放性の高いネットフェンス等とすること。
 - d 壁面線のうちエレベーター又は階段等で開放開口部が閉鎖される部分（主要構造部である柱を除く。）がある場合にあっては、その閉鎖された部分相当の開放面積を他の面で確保すること。
 - e 開放開口部には、天井面又は上部床スラブ下面から50cm以上下がったはり又は垂れ壁等を設けないこと。

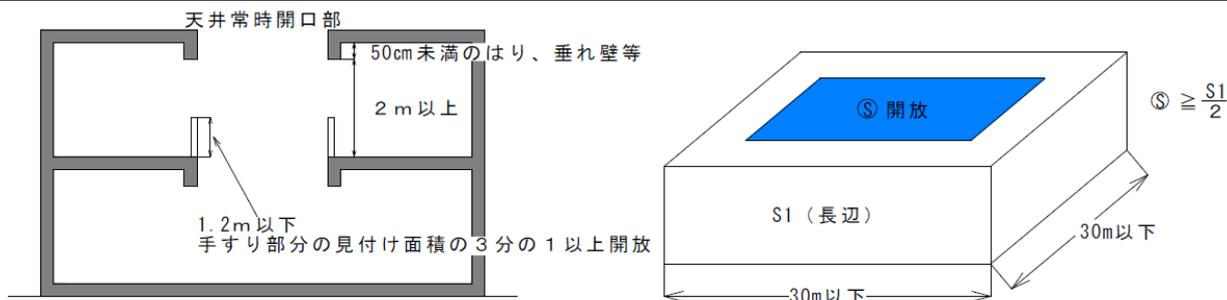


E V・階段等の閉鎖部分は、他の部分で開放性を確保すること。



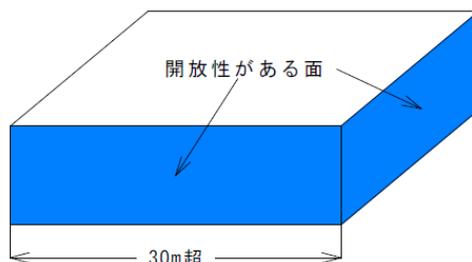
手すり部分の見付け面積の3分の1以上開放

- (イ) 防火対象物の天井中央付近に、壁面線のうち長辺側の壁面積の2分の1以上の外気に接する常時開放の開口部（天井中央付近の常時開放の開口部が複数階にわたる場合、当該中央の吹き抜け部に面する各階の開口部は、開放開口部に準ずること。）を有するもの

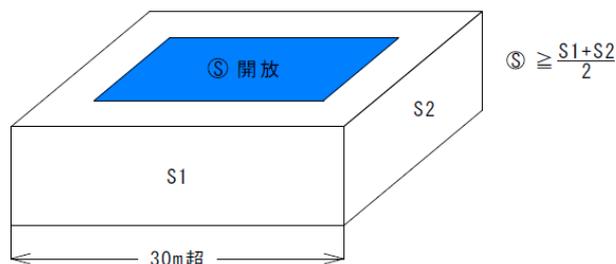


イ 壁面線の長辺の長さが30mを超える場合は、防火対象物の各部分から、一の開放開口部までの水平距離を30m以下とし、次の(ア)又は(イ)のいずれかに適合すること。

(ア) 壁面線のうち長辺を含む二面以上が、開放開口部を有するもの



(イ) 防火対象物の天井中央付近に壁面線の長辺側を含む二面の壁面積の2分の1以上の外気に接する常時開放の開口部（ア(イ)に準ずる。）を有するもの



(4) 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と0.5m以上の距離を確保すること。この場合において、隣地が河川、道路等（国又は地方公共団体等の管理するもので、将来にわたって状況が変わらないものに限る。）の場合は、開放部分と隣地境界線との間に距離を有しないものとする。

(5) 特例基準

ア 外気に接する常時開放の開口部が、前(3)に規定する開放開口部に適合しない場合で、次のいずれかに該当する開口部が存する場所については、移動式の泡消火設備を設置することができる。

この場合、開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部である場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。

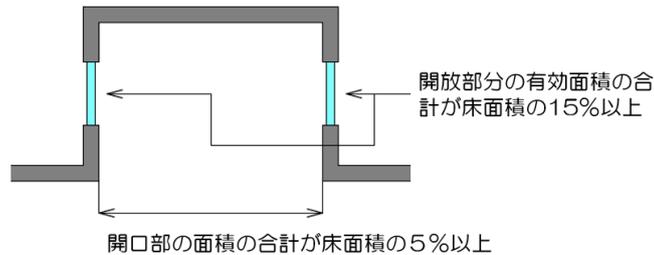
(ア) 外気に接する開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な開口部分の合計面積が当該床面積の15%以上ある部分

(イ) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部50cm以上の部分が常時外気に開放されている部分

(ウ) 地上階にある防護部分で、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容

易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放することができる次のいずれかの開口部分を有するもの

- a 排煙上有効な開口部分の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの
- b 有効な排煙装置を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの（有効な排煙装置とは、5回毎時以上の排煙能力のあるものをいう。）
- c 排煙上有効な越屋根を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の15%以上のもの（排煙上有効な越屋根とは、越屋根部分の開口部の面積の合計が床面積の5%以上あるものをいう。）



イ 中央部分等で移動式の泡消火設備を設置することが困難と認められる部分については、大型消火器を防護できない部分から歩行距離 30m以下となるように設置することにより、移動式の泡消火設備を設置しないことができる。